

平成27年度 別府市共生社会形成プラン（平成27年11月1日付け）

No	条項	施策	取組方針	計画
1	第9条第1項	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	啓発活動を行うものとする。	当事者講師団による障がいに対する理解を深める研修・啓発活動を行います。
2	第9条第2項	相互理解の促進(市の職員に合理的配慮の必要性を理解してもらう)	職員研修を行うものとする。	昨年度の受講者を除く全職員を対象に研修を行います。
3	第9条第3項	相互理解の促進(児童及び生徒の障がいに対する理解を深める)	教育課程を実施する中で、障がいに関する教育を行うものとする。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施します。
4	第10条第1項	自立生活支援及びその情報提供	障がいのある人が必要とする情報を提供するものとする。	障害福祉サービスなどの情報提供を充実します。
5	第10条第2項	相談支援体制の整備	相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制や障がいのある人及びその家族が相互に支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備する。	本件については、第23条の親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策を模索している段階であり、平成28年度に出される答申を待って計画策定を行うこととする。
6	第10条第3項	障害福祉に携わる職員の能力向上	障がいのある人への相談及び支援を行う者の資質向上に資する支援を行うものとする。	相談員等の資質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修を実施するため、相談支援事業所（相談員）の現状や課題を明らかにし、必要な支援を行うため、相談支援事業所に対してアンケート調査を実施します。
7	第10条第4項	情報機器活用の促進及び障がいの特性に配慮した情報提供	情報の取得又は利用のしづらさを解消するものとする。	視覚や聴覚に障がいのある人のニーズを把握します。
8	第10条第5項	社会資源の充実	充実策を模索するものとする。	市内の障害福祉サービス事業所等及び特定相談支援事業所へアンケートを行い、施策の方向性について検討する。
9	第11条第1項	道路整備（新設・改良）	既存の道路改良はバリアフリー、新規の道路整備はユニバーサルデザインという視点で整備するものとする。	歩道の幾何構造（幅員・縦横断勾配・舗装構成など）については、障がいのある人に配慮したものとします。
10	第11条第1項	道路整備（維持・補修）	障がいのある人からの意見を反映した道路の維持及び補修を行うものとする。	障がいのある人から寄せられた意見を基に、障がいのある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などを行います。
11	第11条第2項	市営住宅整備	既存住宅の建て替え時、又は新築時において、車椅子対応住戸を確保するものとする。	建替えや新築の計画はありません。

平成27年度 別府市共生社会形成プラン（平成27年11月1日付け）

No	条項	施策	取組方針	計画
12	第11条第2項	民間共同住宅整備支援	支援策を模索するものとする。	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業を周知し、活用を促します。
13	第11条第3項	民間住宅を賃借する際の保証人制度の整備	居住サポート事業を実施するものとする。	居住サポートに事業に限らず、同様施策等の利活用の検討を行う。
14	第11条第4項	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとって必要な設備を確保するものとする。	障がいを理由とする市施設の利用のしづらさを把握し、施設所管課へ改善を依頼します。
15	第11条第5項	公共交通機関の利用の円滑化	取組方法を模索するものとする。	別府市公共交通活性化協議会を設置し、公共交通機関のあり方について協議します。
16	第12条第1項	防災に関する計画の策定	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。	別府市速見行政担当者において、障がいのある人のための防災マニュアルを作成します。
17	第12条第2項	減災の仕組みづくり	「災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定書」が活きる仕組みをつくるものとする。	福祉避難所の有効な活用策を企図するとともに、避難行動要支援者名簿を作成します。
18	第13条第1項	雇用及び就労に関する環境整備	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった都度、対応するものとする。	合理的配慮の求めがあった際に対応策を検討します。
19	第13条第2項	就労へ向けての支援体制づくり	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	別府市障害者自立支援協議会就労部会に就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を加え各事業所の特徴を広く情報共有することにより、ネットワークの強化を図る。
20	第13条第3項	雇用創出の促進	障がいのある人のための新たな雇用の場の確保策を検討するものとする。	各部、各課との調整を図り、検討していきます。
21	第14条第1項	医療保障	医療受診における必要な合理的配慮を、医療関係者との連携により実現し、障がい者及びその家族が必要な医療を受けやすい環境を作る。	障がい者及びその家族を対象とし、障がいがあるがゆえに医療機関の受診が困難、あるいは消極的になるケースについて聞き取りによるアンケート調査を実施する。アンケートを元に医療に対する現実的な困りごと、必要な合理的配慮を把握・分析する。
22	第14条第2項	緊急事態の際の対応の確立	広く市民一般を対象としては障害福祉課が、個別の相談などのケースにおいては健康づくり推進課が現行制度を周知・広報するものとする。	精神科救急医療体制を周知・広報します。

平成27年度 別府市共生社会形成プラン（平成27年11月1日付け）

No	条項	施策	取組方針	計画
23	第14条第2項	緊急事態の際の対応の確立	広く市民一般を対象としては障害福祉課が、個別の相談などのケースにおいては健康づくり推進課が現行制度を周知・広報するものとする。	精神科救急医療体制を周知・広報します。
24	第14条第3項	保健事業の利用の円滑化	障がいのある人含めた多くの人に保健事業について周知する。	保健事業（検診や予防接種、健康教室、相談業務）について、障がいのある方を含め、広く周知を行っていく。
25	第14条第3項	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化に向けて取り組むものとする。	大分県と、県内自治体の重度心身障害者医療現物給付化の実現について協議します。
26	第15条第1項	統合保育の実施	引き続き、これまでの受入姿勢を継続するものとする。	大分県保育連合会による保育コーディネーター養成事業を通じて専門的保育士の養成を図り、保育所の機能強化を図ります。
27	第15条第1項	統合教育の実施	特別支援教育支援員の人員を確保するものとする。	幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。
28	第15条第2項	教職員の障がいに対する理解を深める研修の実施	学校のニーズに応える情報提供体制を整備するものとする。	特別支援教育コーディネーター研修などを実施します。
29	第15条第3項	県立と市立との連携及び調整の推進	引き続き、これまでの取組を継続するものとする。	別府市特別支援連携協議会を開催します。
30	第16条第1項	芸術文化・スポーツに参加する機会の提供	芸術文化・スポーツに接する機会を増やすものとする。	【芸術文化】アール・ブリュット芽ばえ展を開催します。 【スポーツ】卓球バレー教室を開催します。
31	第23条	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題解決策検討委員会で解決策を模索します。